

# 自転車等駐車器具の

## 占用について（その3）

### 道路局路政課道路利用調整室

（ランチから戻ってきた三人）

大野係員

あー、おなか一杯。課長御用始めの日からこ  
馳走様でした。今年もいい一年になりそうです。  
でも、改めて放置自転車の多さにビックリしま  
したね。

渡邊課長

本当だね。放置自転車対策もさることながら、  
気を付けて歩かないと、今朝の大野君みたいに  
なっちゃうね。そうそう、報告書も忘れないよ  
うに！

大野係員

……。

渡邊課長

何だまっちゃっているんだい？ さあさあ、  
早速、午前中の続きをやるぞ！

大野係員

はい。自転車用駐車器具と二輪自動車用駐車  
器具の占用の場所の基準の違いでしたよね（も  
う一回条文読み返さなくちゃ…）。

坂上係員

はい、課長。第十一条の七の第二号と第十一  
条の八の第二号には、自転車や歩行者が通行す  
ることができ部分の幅員を確保するよう規定  
されていますが、よく見ると規定ぶりが違いま  
す。まず自転車用が、法面若しくは側溝上の部  
分又は自転車道、自転車歩行者道若しくは歩道  
上に設ける場合となっているのに対して、二輪  
自動車用についてはどこに設ける場合という場  
所は列記されていません。それから、もう一つ  
あります。自転車用が自転車等が「通行するこ  
とができる部分の一方の側の幅員」となってい  
るのに対し、二輪自動車用は単に「通行するこ  
とができる部分の幅員」となっています。

渡邊課長

そうだね。では…。

坂上係員

分かっています。何故かかってことですよ。  
自転車用が一方の側の幅員となっているのは、  
自転車用であれば車道以外のどこにでも設ける  
ことが可能であるので、例えば、歩道の中央部  
分付近に植樹帯があり、その植樹帯間に設置す  
る方が適当である場合には、両側に幅員を確保  
する必要ではなく、一方の側で足りるのに対  
し、二輪自動車用については車道に近接する部  
分に限定されていますから、必然的に路端に近  
接する側のみ確保することとなるからではない  
でしょうか。ただ、自転車用が場所を列記して  
いることについては…。

渡邊課長

大野君、分かるかな？

大野係員

……。

渡邊課長

二人ともしょうがないな。そもそも第十一条  
の七及び第十一条の八の規定は、自転車等駐車  
器具を設置する際の基準だけれど、自転車用  
については車道以外であればどこにでも設けるこ  
とができ、例えば歩道を有した道路の法面にラ  
ックを設け当該ラックに自転車が歩道にはみ出

すような形で駐車することも可能であるよね。つまり、当該駐車器具だけを幅員が確保されるように設置するのではなく、そこに駐車される自転車の長さをも考慮しなさいという意味なんだ。一方、二輪自動車用については車道以外の道路の部分内の車道に近接する部分に限られているから、駐車器具を設置できる道路の部分を一列記す必要がないんだ。駐車器具と二輪自動車両方の長さを考慮した上で、幅員が確保されることは同様に必要だけだね。

坂上係員

なるほど！ そういうことだったんですね。

渡邊課長

では、質問を変えるけれど、自転車等駐車器具を設けるときには当然占用料が発生することになるけれど、どうなっているかな？

大野係員

(よしっ、これは勉強しておいたんだよね) はい、直轄国道内については政令別表において、占用面積1㎡、一年につき、近傍類似の土地の時価に〇・〇一八を乗じて得た額とされています(※)。

坂上係員

この場合の占用面積は、自転車等駐車器具の設置によって歩行者等が通行することができなくなり、占有者が継続して使用していると認め

られる道路の部分の面積となるんですね。

渡邊課長

そうだね。これは占有者が設けるのはラック、柵、上屋、照明器具、案内板、自動精算機等の自転車等駐車器具であるが、これらを設けることにより、一定の駐車スペースが確保され、さらに当該場所に自転車等が駐車されるため、実質的に歩行者等が通行することができなくなる部分が生じることから、このような駐車空間と歩行空間の実態を踏まえることが適当であるという趣旨なんだ。また、直轄国道内では占用料の額は政令で定める額の五十パーセントを減額する措置を講ずることとしているんだ。

大野係員

なるほど。そうなんですか。

坂上係員

何言っているのよ。担当者である大野君がしっかりしなければダメじゃない。改正道路法施行令は今日(平成一九年一月四日)から施行されているのよ。

大野係員

そうでした。正月ボケですっかり忘れていました。

渡邊課長

君の場合は正月に限らないと思うけれど…。そう言えば今日は新年会だったよね。確か二人

は余興をやることになっていたんじゃないかな？

坂上係員

そうなんです。特別にちよつとだけ話しちゃいますが、実は私、大野君のバックダンサー役をする予定なんです。でも、期待しても無駄ですよ。変なボディースーツなんか着てあげませんから!!

渡邊課長・大野係員

誰もそんなこと言っていないのに…。

別表 第十九条関係

占用物件	占用料			
	単位	所在地		
		甲地	乙地	丙地
(略)	(略)	(略)		
第七条第八号に掲げる器具	占用面積一平方メートルにつき一年	Aに〇・〇一八を乗じて得た額		
(略)	(略)	(略)		
備考 一～六(略) 七 Aは、近傍類似の土地(第七条第九号及び第一〇号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)の時価を表すものとする。 八・九(略)				

※ 道路管理者が地方公共団体である場合には、占用料を定めた条例を改正する必要がある。

(この項おわり)